

寄付者ご芳名の発表について

寄付者のご芳名を本学発行の大学広報誌「GKUNow」および大学ホームページに掲載させていただきます。ご芳名の掲載にあたりましては、寄付者の個人情報を保護するため、ご本人の同意を受けて、適切かつ慎重に対応します。ご芳名掲載の可否については、申込画面内でご指示ください。ご指示のない場合は、個人情報保護のため「匿名」発表とさせていただきますので、ご了承ください。

個人情報の保護について

2005年に施行された「個人情報の保護に関する法律」を受けて、本学でも「プライバシーポリシー」を策定し、寄付者の個人情報の適切な保護に努めています。

教育理念

自主創造教育(新たな価値をうむ)：さまざまな先入観や偏見などに捉われず、自主的に学び、自由に考え、新たな価値を生む精神を育てます。

地域実践教育(地域で学び、地域をつくる)：講義等で得た知識をもとに、「地域」の課題を発見し、解決策を考え、提案・行動し、再び理論的な考察にまで結びつける力を養成します。

キャリア形成教育(キャリアを拓く)：専門教育に加え、豊かな人間性を涵養する教養教育と学生自身のキャリアを拓くための就職支援教育を有機的に総合させた教育を展開します。

創 立 年 1967年(昭和42年)

設置学部等 経済学部・経営学部・看護学部・
大学院経営学研究科

卒 業 生 数 25,097名(2019年4月)



夢の実現に向け
より高みをめざす学生たちの
明日を応援してください。



岐阜協立大学 財務課 寄付金係

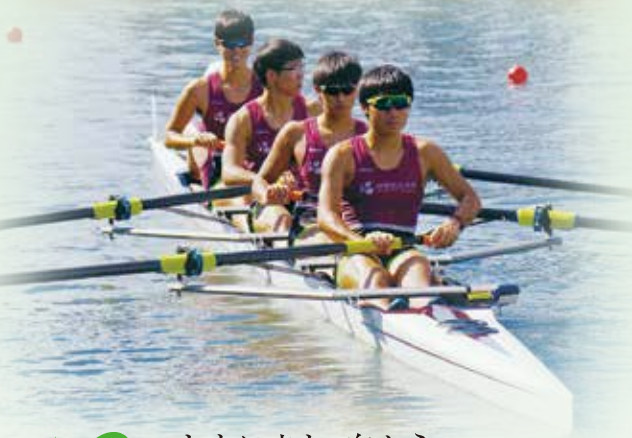
〒503-8550 岐阜県大垣市北方町 5-50

TEL 0584-77-3508 FAX 0584-77-3617

E-mail zaimu@gku.ac.jp URL <https://www.gku.ac.jp/>

岐阜協立大学 スポーツ振興寄付金 趣意書

「輝け！アスリート募金」



ともに立ち、向かう

岐阜協立大学

GIFU KYORITSU UNIVERSITY

ごあいさつ

平素は、本学の大学運営並びに教育研究事業に格別のご支援を賜り、誠に有難うございます。

さて、本学は、全人教育の一環として、課外活動の育成にも取り組んで参りました。競技力の向上を図るため、2001年度から強化指定クラブが発足、その後、2005年度には準強化指定クラブが発足しました。同制度の創設以降、各競技団体の活性化を反映して、前者が発足時3団体から5団体へ、後者が1団体から3団体へと拡大し、大学としてもこれらのクラブへ助成を行ってきたところでございます。具体的には、優れた指導者の招聘、活動援助金の交付、施設設備の整備充実に取り組んできました。

その成果は全国大会での活躍を飛躍的に増大させるとともに、地域におけるスポーツ振興を担うまでに成長しました。また、本学のスポーツ施設を会場にした各種競技大会の開催やスポーツ教室の運営、地域の小中学校における体育授業・課外活動サポーター制度等、2006年度に開設した経営学部スポーツ経営学科の教育成果とも相まって、地域のスポーツ振興の担い手になるなど、様々な分野で成果を生み出しました。

こうした事業を推進し、大学の特色づくり並びに地域のスポーツ振興に一層の貢献を図るため、このたび、本学では、恒常的なご支援を幅広くお願いすることといたしました。この「輝け！アスリート募金」は、ご寄付くださる方のご意思を反映させるため、用途の指定を可能なものとしております。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、私どもの意のあるところをご理解くださいますと、何卒、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

岐阜協立大学

学長 竹内 治彦

募金要項

募金の名称

岐阜協立大学スポーツ振興寄付金
「輝け！アスリート募金」

募金の目的

本学のスポーツ振興を目的として、本学が強化を図る課外活動団体の育成のために活用します。また、スポーツを通じた地域・社会への貢献のために活用します。寄付者は、以下の団体等から指定することができます。

【強化指定クラブ（5団体）】

硬式野球部、サッカー部、男子バレーボール部、ボート部、陸上競技部

【準強化指定クラブ（3団体）】

駅伝部、女子ソフトボール部、女子バレーボール部

※『団体を指定しない』を指定された場合は、全課外活動団体で使用可能なトレーニング機器等の購入に充当します。

募金の種類

- 個人 1口1千円(1口以上)
- 企業 1口の金額は定めておりません

募金期間

2019年4月～2023年3月末

募金の払込方法

下記のURLまたは岐阜協立大学ホームページからお振込みください。

URL <https://www.gku.ac.jp/donation/index.html>

ご利用いただける決済手段

- クレジットカード決済
- コンビニエンスストア決済
- インターネットバンキング決済

※銀行振込をご希望される場合は、岐阜協立大学財務課寄付金係までお問い合わせください。

※現金払いをご希望の場合は、岐阜協立大学財務課窓口にてお受けいたします。



寄付金の減免税措置(寄付金控除)について

(1)個人の場合

次の2種類の優遇措置があります。いずれかをご選択ください。

①税額控除制度

寄付金額（所得の40%が上限）から2,000円差し引いた額の40%を所得税額から控除できます。（但し、所得税額の25%が上限）

②所得控除制度

寄付金額（所得の40%が上限）から2,000円を差し引いた額を所得（課税所得金額）控除できます。

両制度とも手続きは、寄付された翌年の確定申告期間に源泉徴収票と本学発行の『寄付金受領書』または『領収証』および『税額控除に係る証明書(写)』あるいは『特定公益増進法人証明書(写)』を添えて、所轄の税務署に確定申告を行い、所得税の還付請求をしてください。

減税手続きに必要な『税額控除に係る証明書(写)』、『特定公益増進法人証明書(写)』および『寄付金受領書』または『領収証』は、寄付金が入金され次第お送りいたします。

(2)法人の場合

法人税法上、次の2種類の優遇措置があります。いずれかをご選択ください。

①受配者指定寄付金

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）を通じて寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度で、寄付金全額が当該事業年度の損金に算入できます。

損金算入の手続きには、事業団発行の『受領書』が必要です。この『受領書』は、本学を経由してお送りいたします。

②特定公益増進法人に対する寄付金

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、一般寄付金と同額まで損金として算入できます。損金算入の手続きには、本学発行の『寄付金受領書』または『領収証』と『特定公益増進法人証明書(写)』が必要です。必要書類は、本学に寄付金の入金確認された後に一括してお送りいたします。

一般寄付金の損金算入限度額の計算方法

損金算入限度額 = (1.資本基準額 + 2.所得基準額) × 0.25

1. 資本基準額 = 資本金額 (期末資本金額 + 期末資本積立金額) × 事業年度月数 ÷ 12 × 2.5 ÷ 1,000

2. 所得基準額 = 当期所得金額 × 2.5 ÷ 100